公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５７２号
北海道石狩市花川北６条５丁目115番地　エクセレンス花川102号
債務者　齊藤　彰子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５４号
札幌市西区西野４条１丁目１番１―504号
債務者　中舘　由美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０７号
札幌市西区八軒９条西２丁目10番６―201号
債務者　竹内　彩乃（旧姓竹浪）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９５３号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番18―307号
債務者　伊藤　　寛
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
札幌市清田区清田４条２丁目10番３―506号
債務者　佐藤　夏未（旧姓東藤）
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
札幌市中央区南６条西13丁目２番２号　大富ハイツＡ号
債務者　米村　哲雄
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１号
札幌市中央区南３条西28丁目１番21号　第２睦マンション101号
債務者　松田千悦子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４号
札幌市東区北32条東６丁目２番11号　エクセル32Ｂ202号
債務者　小松　憲一
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７号
札幌市西区琴似２条３丁目２番43―302号
債務者　菊地　崇子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２号
北海道石狩市花川南８条１丁目50番地
債務者　工藤　　恒
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２３号
北海道石狩市花川南８条１丁目50番地
債務者　工藤さゆり
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２５号
札幌市東区北38条東13丁目２番15―102号
債務者　枝元智枝美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７号
札幌市東区北43条東６丁目１番５号　ルミエール恭瑛101号
債務者　佐々木　年
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５７号
札幌市東区北48条東９丁目３番１号　北48条ハイツ２号
債務者　岩崎　　浩
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５号
札幌市白石区栄通３丁目１番８―407号
債務者　丹野　　崇
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９号
札幌市豊平区平岸１条１丁目６番16―201号
債務者　冨原麻里衣
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２９号
札幌市北区篠路４条８丁目３番16号　プチハイネス201号
債務者　本間　直子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部